

仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P7	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地震災害等における避難時の原則</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 次のような必要最小限のものを携行します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【携行品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、マスク、体温計、石けん、消毒液等 ○ 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を着用し、靴は底の厚い運動靴等 </div>	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地震災害等における避難時の原則</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 次のような必要最小限のものを携行します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【携行品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、乳児用ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、マスク、体温計、石けん、消毒液等 ○ 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を着用し、靴は底の厚い運動靴等 </div>	記述の適正化
第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P9	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波災害における避難開始の時期</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ せんだい避難情報電話サービスからの伝達</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波災害における避難開始の時期</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波警報等や避難指示が、次により伝達されたとき</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ せんだい避難情報電話・FAXサービスからの伝達</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	せんだい避難情報電話サービスへの FAX 送信機能の追加
第1章 第4節 地域で組織的に活動する P11	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 情報収集・伝達活動</p> <p>(中略)</p> <p>ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス、広報車等により、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難情報を収集し、地域住民に周知します。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 情報収集・伝達活動</p> <p>(中略)</p> <p>ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話・FAXサービス、広報車等により、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難情報を収集し、地域住民に周知します。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	せんだい避難情報電話サービスへの FAX 送信機能の追加
第1章 第5節 要配慮者を支援する P13	<p>5. 社会福祉施設等の対応【企業】</p> <p>社会福祉施設等は、入所者等や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の損壊状況などから必要と認める場合は、入所者等を避難所に避難させます。</p>	<p>5. 社会福祉施設等の対応【企業】</p> <p>社会福祉施設等は、入所者等や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の損壊状況などから必要と認める場合は、入所者等を避難所等に避難させます。</p> <p style="color: red;">特に、津波による浸水が予想される地域内の施設では、避難確保計画に基づき、津波警報等発表時に市から避難指示が発令された場合には、速やかに入所者等を避難所等へ避難させます。</p>	津波災害警戒区域指定による修正

旧頁	旧	新	備考																
<p>第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P16</p>	<p>1. 避難所の開設 (中略) 【参考】市の避難所開設基準 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="296 378 1445 777"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>勤務時間内</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上 の 地震が発生したとき	勤務時間内	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	勤務時間外	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	<p>1. 避難所の開設 (中略) 【参考】市の避難所開設基準 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1475 378 2623 777"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</td> <td>勤務時間内</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上 を 観測する地震が発生したとき	勤務時間内	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	勤務時間外	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	<p>記述の適正化</p>
条	件	開設方法																	
①市内で震度6弱以上 の 地震が発生したとき	勤務時間内	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
	勤務時間外	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
条	件	開設方法																	
①市内で震度6弱以上 を 観測する地震が発生したとき	勤務時間内	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
	勤務時間外	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
<p>第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P17</p>	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】 (中略) (1)～(2) (略) 【参考】市・区・施設の対応 1. (略) 2. 避難所担当職員の役割 市が避難情報を発令した場合、又は市内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。(後略) 3. (略)</p>	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】 (中略) (1)～(2) (略) 【参考】市・区・施設の対応 1. (略) 2. 避難所担当職員の役割 市が避難情報を発令した場合、又は市内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。(後略) 3. (略)</p>	<p>記述の適正化</p>																
<p>第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P18～20</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】 (中略) (1) 避難者への配慮 (中略) ア (略) イ 性別等によるニーズへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、性別等によるニーズに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。 ウ (略) (2) 避難所運営で行う主な活動 ア～オ (略) カ 食料・物資の確保(食料物資班) (中略) 必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシー</p>	<p>3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】 (中略) (1) 避難者への配慮 (中略) ア (略) イ 性別等によるニーズへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペース、キッズスペース や学習スペースの確保等、性別等によるニーズに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性や子育て家庭の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。 ウ (略) (2) 避難所運営で行う主な活動 ア～オ (略) カ 食料・物資の確保(食料物資班) (中略) 必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・</p>	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p> <p>記述の適正化</p>																

旧頁	旧	新	備考																																																														
	<p>への配慮に努めます。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 水の確保 (衛生班) (中略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓による給水所を開設し、区本部に報告 (※)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</p> <p>※ 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、災害時給水栓が設置されている避難所については、避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓による給水所を開設するものとし、避難所運営委員会で協力して給水活動を実施します。</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>サ ペット飼育管理の指導 (衛生班) ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して受け入れます。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。</p> <p>シ (略)</p>	<p><u>乳児用</u>ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努めます。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 水の確保 (衛生班) (中略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓による給水所を開設し、区本部に報告 (※)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用</p> <p>※ 市内で震度6弱以上<u>を観測する</u>地震が発生した場合、災害時給水栓が設置されている避難所については、避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓による給水所を開設するものとし、避難所運営委員会で協力して給水活動を実施します。</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>サ ペット飼育管理の指導 (衛生班) ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して<u>適切に受け入れるとともに受入状況を含む避難状況等を把握します。</u></p> <p><u>また、</u>ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。</p> <p>シ (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>ペット避難状況把握に関する記述の追加</p>																																																														
<p>第2章 第2節 災害活動体制 P31～33</p>	<p>1. 防災組織体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="326 1197 1439 1858"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令者</th> <th>組織体制</th> <th>職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地震</td> <td>市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき</td> <td>危機管理監</td> <td><u>情報連絡体制の強化</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき</td> <td rowspan="3">市長</td> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき</td> <td>非常2号配備</td> </tr> <tr> <td><u>市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき</u></td> <td><u>非常3号配備</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td>宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理監</td> <td>災害警戒本部体制</td> <td>警戒配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に津波警報が発表されたとき</td> <td>市長</td> <td>災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に大津波警報が発表されたとき</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>非常2号配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。 (資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p>	災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分	地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	<u>情報連絡体制の強化</u>		市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき	非常2号配備	<u>市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき</u>	<u>非常3号配備</u>	津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備	<p>1. 防災組織体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1504 1197 2626 1858"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令者</th> <th>組織体制</th> <th>職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地震</td> <td>市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき</td> <td>危機管理監</td> <td><u>災害警戒本部体制</u></td> <td><u>警戒配備</u></td> </tr> <tr> <td>市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき</td> <td rowspan="3">市長</td> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき</td> <td>非常2号配備</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td>宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理監</td> <td>災害警戒本部体制</td> <td>警戒配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に津波警報が発表されたとき</td> <td>市長</td> <td>災害対策本部体制</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>宮城県に大津波警報が発表されたとき</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>非常2号配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。 (資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p>	災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分	地震	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	<u>災害警戒本部体制</u>	<u>警戒配備</u>	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき	非常2号配備	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分																																																													
地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	<u>情報連絡体制の強化</u>																																																														
	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備																																																													
	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき			非常2号配備																																																													
	<u>市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき</u>			<u>非常3号配備</u>																																																													
津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備																																																													
	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備																																																													
	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備																																																													
災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分																																																													
地震	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	<u>災害警戒本部体制</u>	<u>警戒配備</u>																																																													
	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備																																																													
	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき			非常2号配備																																																													
	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>																																																													
津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備																																																													
	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備																																																													
	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備																																																													

旧頁	旧	新	備考																				
	<p>2. 情報連絡体制の強化</p> <p>市内で震度4を観測する地震が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。</p> <p>なお、危機管理監不在時は、危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事及び総務局総務部長（災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。</p> <p>対象部局</p> <table border="1" data-bbox="371 577 1448 651"> <tr> <td><u>地震</u></td> <td>危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、文化観光局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区</td> </tr> </table> <p>※危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。</p> <p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>(中略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 宮城県に津波注意報が発表されたとき ② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき ③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき ④ その他危機管理監が必要と認めるとき <p>(資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="371 1249 1389 1396"> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区</td> </tr> </table> <p>※危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 災害対策本部体制</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="326 1596 1448 1680"> <tr> <td>① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>②～⑥ (略)</td> </tr> </table> <p>(資料2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(後略)</p>	<u>地震</u>	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、文化観光局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	津波	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区	① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき	②～⑥ (略)	<p><u>(削除)</u></p> <p>2. 災害警戒本部体制</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1507 766 2626 1071"> <tr> <td>① 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </table> <p>(資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="1549 1207 2576 1396"> <tr> <td><u>地震</u></td> <td><u>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局、市民局 健康福祉局、こども若者局 環境局、経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局、教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区</u></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区</td> </tr> </table> <p>※危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 災害対策本部体制</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1507 1606 2626 1690"> <tr> <td>① 市内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>②～⑥ (略)</td> </tr> </table> <p>(資料2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(後略)</p>	① 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき	② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき	④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき	⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき	<u>地震</u>	<u>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局、市民局 健康福祉局、こども若者局 環境局、経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局、教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区</u>	津波	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区	① 市内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき	②～⑥ (略)	<p>記述の適正化</p>
<u>地震</u>	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、文化観光局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																						
津波	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区																						
① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき																							
②～⑥ (略)																							
① 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき																							
② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき																							
③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき																							
④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき																							
⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき																							
⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき																							
<u>地震</u>	<u>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局、市民局 健康福祉局、こども若者局 環境局、経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局、教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区</u>																						
津波	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、こども若者局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区																						
① 市内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき																							
②～⑥ (略)																							

旧頁	旧	新	備考																														
<p>第2章 第3節 職員の配備・動員計画 P41～43</p>	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、市内で震度4を観測する地震が発生した場合のほか、各種災害が発生するおそれがある場合に情報連絡体制の強化を行う。 (資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p style="text-align: center;">＜警戒配備等基準＞</p> <table border="1" data-bbox="332 588 1448 1144"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長</td> <td>(追加) (追加) (1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報連絡体制の強化 情報連絡体制の強化の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;">＜非常配備基準＞</p> <table border="1" data-bbox="311 1470 1430 1927"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備 発令者：災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもつてこれに充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。	警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(追加) (追加) (1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備 発令者：災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもつてこれに充てる。	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、市内で各種災害が発生するおそれがある場合に警戒準備体制とする。 (資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p style="text-align: center;">＜警戒配備等基準＞</p> <table border="1" data-bbox="1513 541 2626 1255"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長</td> <td>(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 警戒準備体制 警戒準備体制の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;">＜非常配備基準＞</p> <table border="1" data-bbox="1492 1585 2605 1974"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備 発令者：災害対策本部長</td> <td>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く）</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	警戒準備体制 発令者：危機管理監	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制	警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備 発令者：災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く）	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
配備区分	配備基準	配備体制																															
情報連絡体制の強化 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。																															
警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(追加) (追加) (1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。																															
配備区分	配備基準	配備体制																															
非常1号配備 発令者：災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもつてこれに充てる。																															
配備区分	配備基準	配備体制																															
警戒準備体制 発令者：危機管理監	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制																															
警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制																															
配備区分	配備基準	配備体制																															
非常1号配備 発令者：災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く）	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制																															

旧頁	旧		新		備考		
	<p>非常 2 号配備</p> <p>発令者： 災害対策本部長</p>	<p>(1) 市内で震度 5 強 の地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。</p>	<p>非常 2 号配備</p> <p>発令者： 災害対策本部長</p>	<p>(5) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき</p> <p>(1) 市内で震度 <u>6 弱以上を観測する</u>地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) <u>市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される</u> <u>とき</u> (4) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p><u>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制</u></p>	
(後略)	<p>非常 3 号配備</p> <p>発令者： 災害対策本部長</p>	<p>(1) 市内で震度 <u>6 弱以上の地震が発生したとき</u> (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される <u>とき</u> (3) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	(後略)
<p>第 2 章 第 4 節 避難計画 P49</p>	<p>2. 避難情報の発令〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 伝達の手段</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話サービス」等により避難情報の配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>2. 避難情報の発令〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 伝達の手段</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話・<u>FAX</u> サービス等及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話・<u>FAX</u> サービス」等により避難情報の配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスへの FAX 送信機能の追加</p>				
<p>第 2 章 第 5 節 津波災害応急計画 P57</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 津波情報 (中略)</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容 (中略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>(注 3) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第 1 波到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>(追加)</u></p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 津波情報 (中略)</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容 (中略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>(注 3) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第 1 波到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>・障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因で</u></p>	<p>令和 7 年 7 月 24 日より津波観測に関する情報について「欠測」の運用が始まったため</p>				

旧頁	旧	新	備考
	(注4) (略)	<p><u>ータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなっている観測点は「欠測」と発表する。「欠測」の観測点ではデータが入手できていないものの津波が襲来している可能性がある、ということを念頭に、発表中の津波警報等に応じて適切に対応する。</u></p> <p>(注4) (略)</p>	
<p>第2章 第5節 津波災害応 急計画 P62</p>	<p>4. 避難指示の発令等〔災対本部事務局、消防部、区本部〕</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 (中略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話サービス」により避難指示の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>オ～ク (略)</p>	<p>4. 避難指示の発令等〔災対本部事務局、消防部、区本部〕</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 (中略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話・FAX サービス及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話・FAX サービス」により避難指示の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>オ～ク (略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスへの FAX 送信機能の追加</p>
<p>第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P71～75</p>	<p>2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の概要 日本海溝沿い及び千島海溝沿いの領域では、さまざまな規模の地震が多数発生しており、モーメントマグニチュード (Mw) 7.0 以上の地震が発生したあと、さらに大きな Mw8 クラス以上の大規模地震が続いて発生する事例などが確認されている。北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にわたる巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合に、気象庁が後発地震への注意を促す情報として「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説、内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p> <p>(2) 情報伝達 ア 市及び関係機関相互の情報伝達 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合、仙台管区気象台及び宮城県から情報伝達を受ける。先に発生した先発地震に関する情報や、後発地震への注意事項等について情報収集と情報伝達に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市の対応 ア 広報 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応を市民へ呼びかける。 (中略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の概要 日本海溝沿い及び千島海溝沿いの領域では、さまざまな規模の地震が多数発生しており、モーメントマグニチュード (Mw) 7.0 以上の地震が発生したあと、さらに大きな Mw8 クラス以上の大規模地震が続いて発生する事例などが確認されている。北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にわたる巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合に、気象庁が後発地震への注意を促す情報として「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説、内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p> <p>(2) 情報伝達 ア 市及び関係機関相互の情報伝達 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、仙台管区気象台及び宮城県から情報伝達を受ける。先に発生した先発地震に関する情報や、後発地震への注意事項等について情報収集と情報伝達に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市の対応 ア 広報 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応を市民へ呼びかける。 (中略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考															
	<p>3. 通信手段の確保 (中略)</p> <p>4. 非常通信の活用（被害が甚大である場合） (中略)</p> <p>5. 被害状況等の報告 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 宮城県に対する報告 宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、災対本部が宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により速やかに報告する。 (資料 4-16「県及び国に対する報告要領」参照) (資料 4-17「宮城県別紙様式」参照)</p>	<p>3. 要配慮者利用施設等への情報伝達 <u>津波防災地域づくり法第 54 条に基づき、要配慮者利用施設等への情報伝達を行う。</u></p> <p>(1) <u>津波防災地域づくり法第 54 条に基づく情報伝達</u> <u>地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。</u></p> <p>ア 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="1489 436 2629 1045"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 436 1638 474">対象区分</th> <th data-bbox="1638 436 2629 474">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 474 1638 835">地下街等</td> <td data-bbox="1638 474 2629 835"> <u>建築物の地階部分の用途が、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 地下街</u> <u>ロ 地下施設（消防法第 8 条第 1 項に基づく防火対象物）</u> <u>主な用途としては、</u> <u>劇場・映画館等、遊技場等、飲食店等、百貨店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、蒸気浴場等の不特定多数の者が利用する施設（複合用途を含む）</u> <u>ハ 地下駅舎</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 835 1638 1045">要配慮者利用施設</td> <td data-bbox="1638 835 2629 1045"> <u>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）</u> <u>ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）、障害福祉サービス事業所等</u> <u>ハ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料 6-5「要配慮者利用施設等（津波防災地域づくり法第 54 条第 1 項第 4 号の施設）一覧」参照)</p> <p>イ 伝達する情報と伝達の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1489 1134 2629 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 1134 1638 1171">情報区分</th> <th data-bbox="1638 1134 2119 1171">伝達範囲</th> <th data-bbox="2119 1134 2629 1171">伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 1171 1638 1230">津波警報等</td> <td data-bbox="1638 1171 2119 1230">津波避難エリア I・II 内にある対象施設に伝達</td> <td data-bbox="2119 1171 2629 1230">津波注意報、津波警報、大津波警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1230 1638 1289">避難情報</td> <td data-bbox="1638 1230 2119 1289"></td> <td data-bbox="2119 1230 2629 1289">避難指示</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 通信手段の確保 (中略)</p> <p>5. 非常通信の活用（被害が甚大である場合） (中略)</p> <p>6. 被害状況等の報告 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 宮城県に対する報告 宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、災対本部が宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により速やかに報告する。 <u>※開設した指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に報告する。</u> (資料 4-16「県及び国に対する報告要領」参照) (資料 4-17「宮城県別紙様式」参照)</p>	対象区分	定義	地下街等	<u>建築物の地階部分の用途が、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 地下街</u> <u>ロ 地下施設（消防法第 8 条第 1 項に基づく防火対象物）</u> <u>主な用途としては、</u> <u>劇場・映画館等、遊技場等、飲食店等、百貨店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、蒸気浴場等の不特定多数の者が利用する施設（複合用途を含む）</u> <u>ハ 地下駅舎</u>	要配慮者利用施設	<u>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）</u> <u>ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）、障害福祉サービス事業所等</u> <u>ハ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校</u>	情報区分	伝達範囲	伝達内容	津波警報等	津波避難エリア I・II 内にある対象施設に伝達	津波注意報、津波警報、大津波警報	避難情報		避難指示	<p>津波災害警戒区域指定による修正</p> <p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>
対象区分	定義																	
地下街等	<u>建築物の地階部分の用途が、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 地下街</u> <u>ロ 地下施設（消防法第 8 条第 1 項に基づく防火対象物）</u> <u>主な用途としては、</u> <u>劇場・映画館等、遊技場等、飲食店等、百貨店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、蒸気浴場等の不特定多数の者が利用する施設（複合用途を含む）</u> <u>ハ 地下駅舎</u>																	
要配慮者利用施設	<u>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）</u> <u>ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）、障害福祉サービス事業所等</u> <u>ハ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校</u>																	
情報区分	伝達範囲	伝達内容																
津波警報等	津波避難エリア I・II 内にある対象施設に伝達	津波注意報、津波警報、大津波警報																
避難情報		避難指示																

旧頁	旧	新	備考
	<p>ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し受け入れる。</p> <p>ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。</p> <p>⑫ (略)</p>	<p><u>保について検討する。</u></p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>⑪ ペット飼育管理の指導 (衛生班)</p> <p>ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し<u>適切に受け入れるとともに受入状況を含む避難状況等を把握する。</u></p> <p><u>また、</u>ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。</p> <p>⑫ (略)</p>	<p>ペット避難状況把握に関する記述の追加</p>
<p>第2章 第13節 要配慮者への対応計画 P108</p>	<p>3. 社会福祉施設等への応急対策 [災対本部事務局、健康福祉部、こども若者部、区本部]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3. 社会福祉施設等への応急対策 [災対本部事務局、健康福祉部、こども若者部、区本部]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 要配慮者利用施設への情報伝達</u></p> <p><u>災対本部事務局は、津波警報等及び避難情報を対象地区の要配慮者利用施設及び関係部に伝達する。</u></p> <p><u>要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき、津波警報等発表時に市から避難指示が発令された場合は、入所者・通所者を避難所等に避難させるものとする。関係部は、施設の避難状況等を確認するものとする。</u></p> <p><u>(資料6-5「要配慮者利用施設等(津波防災地域づくり法第54条第1項第4号の施設)一覧」参照)</u></p>	<p>津波災害警戒区域指定による</p>
<p>第1部 第2章 第14節 物資供給計画 P112</p>	<p>2. 食料の供給 [災対本部事務局、総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部]</p> <p>避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行う。</p> <p>なお、食料の確保に当たっては、要配慮者、アレルギー疾患等に配慮する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2. 食料の供給 [災対本部事務局、総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部]</p> <p>避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。</p> <p>なお、食料の確保に当たっては、要配慮者、アレルギー疾患等に配慮する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 災害対応車両登録制度の活用</u></p> <p><u>災害対応車両登録制度を必要に応じて活用し、キッチンカー等の提供を受ける。</u></p>	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>
<p>第2章 第15節 緊急輸送計画 P118</p>	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>(後略)</p>	<p>3. 道路交通の確保 [市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、<u>民間団体との協定等に基づき</u>速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>(後略)</p>	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>
<p>第2章 第22節 応援協力要請(受援)計画 P154</p>	<p>1. 応援要請発動の基準・根拠</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員派遣の法的根拠</p> <p>(中略)</p> <p>〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉</p>	<p>1. 応援要請発動の基準・根拠</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員派遣の法的根拠</p> <p>(中略)</p> <p>〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>

旧頁	旧	新	備考
P178			
第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P185～186	4. 通信網の確保 (1) 鉄道電話 障害が発生した鉄道電話の修復に全力を挙げる。 (2) 無線等の活用 一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。 (中略) 8. 気象異常時の取扱い (1) (略) (2) 輸送司令 輸送指令は、 時雨量、連続雨量 、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、 東北 本部運転規制等取扱いによる。)	4. 通信網の確保 <u>通信網に障害が発生した際は、復旧に全力をあげるとともに、一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」等の活用を図る。</u> (中略) 8. 気象異常時の取扱い (1) (略) (2) 輸送司令 輸送指令は、 <u>雨量</u> 、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、 <u>通達により定める。</u>)	記述の適正化